

かしこい相続対策

よつば通信 2025年第1号

住宅取得資金贈与とは

子や孫が自分達が住む家を新築や購入するとき、その支払に充てるためのお金をその子や孫に贈与しても、要件を満たしていれば最大で1,000万円まで贈与税がかかりません。

活用例

子や孫が家を新築しようとしている、一部でもそのお金を援助してやりたい、だけど贈与税がたくさんかかるのだろうか・・・

このようなケースでは検討してみる価値があると思います。

もし、この制度を使わずに、通常の贈与で子や孫に1,000万円を贈与した場合、贈与税が177万円かかります。贈与税はお金をもらった側、すなわち子や孫が納めなくてははいけません。

しかし、この制度を利用できたとすると、同じ1,000万円の贈与でも贈与税がゼロになる可能性があります。

お金をあげた親や祖父母に将来相続税がかかると見込まれている場合、1,000万円の現金が贈与により減少するわけですから、将来の相続税も減少します。

注意点

きちんと検討せずに贈与をするのは絶対にダメです！
この制度は利用できれば確かに大きなメリットがあるのですが、クリアしないといけない要件もたくさんあるのです。
必要な書類を揃えて贈与税の申告もしないといけません。申告をしないと通常の贈与税がかかってしまいます。

せっかく贈与税がかからないと思って贈与したのに、結局贈与税がかかってしまうこともあります。
この制度を検討してみようと思った段階で、お早めにご相談ください。

※令和6年1月1日から令和8年12月31日までの贈与が対象となります。

※要件が複雑なため、実際に贈与する際は事前に弊社までご相談ください！



税理士

中田誠治

税理士

錦織慶典

税理士

平井篤志

税理士

檜山高志

税理士

手嶋豪紀

税理士

北木政徳

よつば会計

検索

TEL: 082-234-0130